

令和6年3月15日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 穴 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域振興部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	事 務 部 長 加 藤 伸 司
建設部長	情報政策監 東 山 裕 徳
危機管理監 山 田 大 平	教育次長 宮 脇 有 子
教 育 長 迫 田 隆 範	布野支所長 才 田 申 士
君田支所長 影 山 敬 二	吉舎支所長 畑 中 幸 治
作木支所長 坂 田 保 彦	三和支所長 細 美 寿 彦
三良坂支所長 明 賀 克 博	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 濱 口 勉
甲奴支所長 秋 山 和 宏	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 児 玉 隆	次 長 石 田 和 也
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		(総務常任委員長報告10件)
	議案第17号	三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第18号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する 条例 (案) (原案可決)
	議案第19号	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原 案可決)
	議案第20号	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第21号	三次市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を 改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第22号	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第23号	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第39号	三次市総合計画の策定について (原案可決)
	議案第40号	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について (原案可決)
	議案第41号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (原案可決)
第 2		(教育民生常任委員長報告11件)
	議案第24号	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) (原案可 決)
	議案第25号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第26号	三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第27号	三次市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第28号	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第29号	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 (案) (原案可決)
	議案第30号	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業

	議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号	の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第 3	請願第 1 号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号 議案第42号 議案第43号 議案第44号	（産業建設常任委員長報告 8 件） 三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて（原案可決） 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）（原案可決） 三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）（原案可決） 市道路線の認定，廃止及び変更について（原案可決） 三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）（原案可決） 財産の無償貸付について（原案可決）
第 4	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号	（予算決算常任委員長報告14件） 令和 6 年度三次市一般会計予算（案）（原案可決） 令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（原案可決） 令和 6 年度三次市診療所特別会計予算（案）（原案可決） 令和 6 年度三次市介護保険特別会計予算（案）（原案可決） 令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（原案可決） 令和 6 年度三次市土地取得特別会計予算（案）（原案可決） 令和 6 年度三次市病院事業会計予算（案）（原案可決）

	議案第8号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号	令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）（原案可決） 令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）（原案可決） 令和5年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）（原案可決） 令和5年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）（原案可決） 令和5年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）（原案可決） 令和5年度三次市土地取得特別会計補正予算（第3号）（案）（原案可決） 令和5年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）（原案可決）
第 5	議案第45号	動産の買入れの契約について（原案可決）
第 6	議案第46号 議案第47号	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意） 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて（同意）
第 7	議案第48号	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 8	議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし） 人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第 9	議案第53号	三次市教育長の任命の同意を求めることについて（同意）
第10	議案第54号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
第11	発議第1号	三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第12	発議第2号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第13	発議第3号	水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書（案）（原案可決）
第14	発議第4号	政治資金規正法に係る疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書（案）（原案可決）

第 1 5		三次市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について（当選）
-------	--	------------------------------

令和6年3月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和6年3月15日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告10件）
	議 17	三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） 247
	議 18	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案） ……247
	議 19	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ……247
	議 20	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案） ……247
	議 21	三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案） ……247
	議 22	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案） ……247
	議 23	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ……247
	議 39	三次市総合計画の策定について ……247
	議 40	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について ……247
	議 41	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について ……247
第 2		（教育民生常任委員長報告11件）
	議 24	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） ……249
	議 25	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案） ……249
	議 26	三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案） ……249
	議 27	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案） ……249
	議 28	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） ……249
	議 29	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） ……249
	議 30	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） ……249
	議 31	三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及

	議	32	び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）……………249
		33	三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）……………249
		34	三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………249
		34	三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………249
第 3	請 議 議 議 議 議 議 議	1	（産業建設常任委員長報告 8 件） 三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンテ ィワンの負債返済等不使用しないことを求めることについて……………253
		35	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）……………253
		36	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………253
		37	三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）……………253
		38	三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）……………253
		42	市道路線の認定、廃止及び変更について……………253
		43	三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）……………253
		44	財産の無償貸付について……………253
第 4	議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議 議		（予算決算常任委員長報告 14 件）
		1	令和 6 年度三次市一般会計予算（案）……………268
		2	令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………268
		3	令和 6 年度三次市診療所特別会計予算（案）……………268
		4	令和 6 年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………268
		5	令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………268
		6	令和 6 年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………268
		7	令和 6 年度三次市病院事業会計予算（案）……………268
		8	令和 6 年度三次市下水道事業会計予算（案）……………268
		10	令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 9 号）（案）……………268
		11	令和 5 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）……………268
		12	令和 5 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）……………268
		13	令和 5 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （案）……………268
		14	令和 5 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）（案）……………268
		15	令和 5 年度三次市病院事業会計補正予算（第 3 号）（案）……………268

第 5	議 45	動産の買入れの契約について……………281
第 6	議 46	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……282
	議 47	三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて……282
第 7	議 48	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて……………283
第 8	議 49	人権擁護委員の候補者の推薦について……………284
	議 50	人権擁護委員の候補者の推薦について……………284
	議 51	人権擁護委員の候補者の推薦について……………284
	議 52	人権擁護委員の候補者の推薦について……………284
第 9	議 53	三次市教育長の任命の同意を求めることについて……………285
第 10	議 54	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて……………286
第 11	発 1	三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）……………287
第 12	発 2	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）……………288
第 13	発 3	水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書（案）……………289
第 14	発 4	政治資金規正法に係る疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書（案）……………290
第 15		三次市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について……………292

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

——開議 午前１０時 ０分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は令和６年３月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は22名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、宍戸議員及び横光議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。新田議員、大森議員から遅参する旨、届出がありました。以上で報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１ 総務常任委員長報告１０件

議案第１７号 三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第１８号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（案）

議案第１９号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第２０号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第２１号 三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第２２号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

議案第２３号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第３９号 三次市総合計画の策定について

議案第４０号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第４１号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（山村恵美子君） 日程第１、議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）外９議案を一括議題といたします。

議案10件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光総務常任委員長。

〔総務常任委員長 横光春市君 登壇〕

○総務常任委員長（横光春市君） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案10件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月4日に委員会を開催し、教育民生常任委員会及び産業建設常任委員会とともに、議案第39号三次市総合計画の策定についての1議案について、連合審査会による審査を行いました。そのほか、議案9件については、委員会に担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第17号三次市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）外9議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第19号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、当該定住住宅が市有地にないため譲渡や購入の希望に応えられないということは、定住という目的への効果が限定的であり、退去、耐用年数の経過及び老朽化を理由とする廃止はやむを得ないものとする。今後も市有住宅の定住に資する活用について検討を進めるとともに、入退去への丁寧な対応をお願いするものであります。

議案第20号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）については、情報セキュリティポリシー遵守の状況確認にこれからも徹底して取り組まれない。

議案第39号三次市総合計画の策定については、幅広い世代、特に子供たちもまちづくりに参画できるよう、分かりやすいリーフレットの作成によって総合計画の広報を進められたい。そして、今後の総合計画の推進については、人口減少対策に係る施策の展開、将来を見据えた財政運営に特に注力願うものであります。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号外9議案を一括採決いたします。

議案10件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号外9議案は委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 教育民生常任委員長報告 11件

議案第24号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第31号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第32号 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第33号 三次市こどもの室内遊び場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第34号 三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）外10議案を一括議題といたします。

議案11件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 保実 治君 登壇〕

○教育民生常任委員長（保実 治君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長報告をいたします。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案11件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る３月５日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）外10議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）については、今回の改正は、国民健康保険財政調整基金を最大限投入して税率の上昇を抑えたものであり、基金の残高も1,200万円程度まで減少する見込みとなることから、今後ますます国民健康保険財政の厳しい状況が予想される。国民健康保険財政の現状や税率改正の必要性について、市民に対する説明を丁寧に行っていただくとともに、引き続き国・県に対して、公費負担割合の引上げなど国民健康保険税率の抑制に資する処置を講じられるよう要望されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

討論願います。

（１番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○１番（伊藤芳則君） 議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に反対の立場で討論をいたします。

広島県では県単位化をめざしてまいりましたが、前期高齢者交付金の減少等により県の財政不足が生じ、各市町で自己財源を充当し、大幅な引上げを抑制する必要性が生じたためと、準統一保険税率の採用を見送ることとしました。このことは、自治体が自己財源で負担金抑制が自由にできるということと解釈しております。

三次市は、当初の県の調定額では20.6%の大幅値上げでした。負担抑制のため国民健康保険財政基金を投入し、前年比で9.98%の上昇にとどめたとしていますが、物価高騰の中で収入は上がっておらず、さらに、公共料金、水道料金、下水道料金の値上げも負担になってくるものです。激変緩和と言えるものではありません。改正案のシミュレーションでは、年収380万円、４人家族で夫婦と子供２人の世帯では、前年度比で５万147円の値上げとなります。値上げで50万1,635円となります。年収の13.2%にもなります。また、年収120万円の夫婦２人、65歳以上の方は、７割軽減の世帯ではありますが、前年度比でも4,245円の値上げで、３万4,860円の

負担になります。国民健康保険世帯は減少して6,100世帯ぐらいになりましたが、軽減世帯も6割を超えています。保険料は減少することにはなりますが、物価高騰の中で、収入は上がっておらず、公共料金の値上げなどでは、社会保障制度である国民健康保険税の値上げで、国民健康保険世帯はこれ以上負担を強いることになるこの条例案を認めることはできません。

そういう立場で反対討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

○16番（藤井憲一郎君） 議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの国民健康保険税の税率改正は、従来進めてきた令和6年度準統一保険税率の設定として県が示した20.6%増という大幅な上昇率に対して、市としまして、市民に対して急激な税負担をお願いすることはできないものとして、準統一保険税率に賛同せず、国民健康保険財政調整基金を最大限投入し、決して低い税率ではありませんけれども、上昇率を9.98%で抑える処置を取り、税負担の軽減を図ったことは評価するものであると考えます。現行の税率で据え置くということは、税補填財源として一般会計からの法定外繰入で対応することとなり、余裕のない一般会計への影響は極めて大きいものがあると考えます。

また、特別会計としての独自性や財政規律、市民負担からの公平性の観点からも、一般会計への影響は当然考慮する必要があります。市民負担の公平性から言えば、被用者保険加入者から納付いただいた市税を国民健康保険税に充当するということで、二重の負担を強いることとなり、適当ではなく、他保険加入者の理解も得る必要が生じてまいります。市として、国民健康保険の財政運営の責任主体である広島県に対して、県全体での上昇抑制財源の投入の要望や、市長会を通じて、均等割の軽減と併せて、国民健康保険制度の安定的運営を図るため、公費負担割合の引上げなど、抜本的見直しを強く要望したと説明を受けているとの説明もございました。

厳しい国民健康保険財政の運営の中で、市として財源確保のための収納率の向上や保健事業の展開でのインセンティブの確保はしっかり取り組んでいただきたいことを求めるものですが、このたびの税率改正はやむを得ぬ措置として設定されたものであり、医療行為の停滞は避けなければならないことから、条例改正案に賛成するものです。

以上の理由を述べまして、議案第24号に対する賛成討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 私も国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に反対する討論を行いたいと思います。

従来から、国民健康保険会計が危機になっているということで、六、七年前からそういう取

組をしてきたわけです。国としてもその補填は致し方ない、県もその補填は致し方ないということで、今、医療体制も逼迫をしているという状況であります。それは、国全体の医療体制、国民の健康の安心ということをなおざりにしてきた結果が今回の状況になっているんじゃないかなというふうに思います。特に、先ほどもあったように、急激な税率負担とありますが、基本的には、これは安定化をするということでこの県統一化をしたわけで、その責任というのは明らかになっていません。国の責任も明らかになっていません。急激な、いきなり今年10%の税率負担を市民に強いるということになるわけですが、そういう計画的な執行や見込みがどうなっているのかということも明らかにしていませんし、なぜこうなったのかということも、いきなり足らなかったからというようないいかげんな言い訳をしながらこれを値上げすることになります。さらに、今後の6年か7年後の計画も明らかになっていません。一体全体、国民健康保険税が幾らになるのかということも明らかにせずに、今回だけ20%を10%にしたということだけでは、やはり行政責任は明らかになっていないと思います。ですから、今後の計画も含め、今後どうなるのかということ、国民負担がどうなるか、市民負担がどうなるかということも含めて、しっかりとした計画を立てるべきだというふうに思います。

そういう観点で、この議案第24号について反対をいたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、ほかにはないので、これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、反対討論がありました議案第24号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。起立困難な方は挙手をお願いいたします。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第24号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第24号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を除く議案10件を採決いたします。

議案第24号を除く議案10件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第24号を除く議案10件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号を除く議案10件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 産業建設常任委員長報告8件

請願第 1 号 三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて

議案第35号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

議案第36号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第37号 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）

議案第38号 三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）

議案第42号 市道路線の認定、廃止及び変更について

議案第43号 三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）

議案第44号 財産の無償貸付について

○議長（山村恵美子君） 日程第3、請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて及び議案第35号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）外6議案を一括議題といたします。

請願1件及び議案7件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 弓掛 元君 登壇〕

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） 産業建設常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案7件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月1日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。また、請願については、提出者の趣旨説明、趣旨説明に対する質疑を行い、次に、請願の背景を確認するため、参考人の代表清算人お二人から説明を受けた後、説明に対する質疑を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第35号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

また、議案第37号三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）については、賛成多数をもって可決してよいものと決しました。

議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）外2議案については、可否同数であったため、委員長において可否を裁決し、議案第38号外2議案は可決となりました。

次に、請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについては、審査の結果、可否同数であったため、委員長において可否を裁決し、本請願は採択しないものと決しました。

請願第1号の審査の過程について申し上げます。

提出者からは、三次市健康ふれあい施設管理運営基金は、君田温泉森の泉を始め、道の駅の施設等の維持修繕工事の財源として積み立てたものである。施設が存在し、基金残がある限りは基金を設置し続けなければならない。経営者を守るため、また、経営者の責任を求めることなく、辛苦して積み立てた貴重な基金を負債の返済に充てるようなことはするべきではないとの説明がありました。

これに対して委員から、請願提出者として具体的に基金をどのようなことに使ってもらいたいと考えているのかとの質疑に対し、経営に対してではなく、施設に対して使ってもらいたい。君田町の活性化、新たな地域づくりにも使ってもらえるよう望んでいるという回答がありました。

次に、委員から、たとえ経営者が変わろうとも君田温泉の施設は残り続ける。それを維持していくため、盛り上げるために基金を残すべきだというふうに受け取ってよいのかとの質疑に対し、施設の維持管理、修繕のために積み立てた基金である。新しい業者の施設拡充に使ってもらうことについては何の問題もないという回答がありました。

次に、参考人からは、平成9年の営業開始以降、順調に収益を伸ばしていたが、時代に即した経営方針を打ち出せず、経営改善が進まなかったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響で経営環境が大きく悪化したことが解散に至った要因である。外部監査による指摘や中小企業診断士による経営診断についても十分に対応ができず、取締役会で経営面での問題点の議論を継続的に行うなど、改善に取り組んできたが、経営の立て直しができなかった。このような状況では資金ショートによる倒産が予想されることから、8月19日の臨時株主総会において法人の解散を提案し、議決を頂いたところである。職場環境においては、従業員が一丸となって運営、経営をしていこうという体制をつくり上げる努力、マネジメント能力が全体的に不足していたと認識している。このような結果になったのは、自身を含め、経営陣の会社の運営方法に問題があったものと捉えている。従業員一人一人の意見や提言をしっかり聞いて、一緒になって業務改善を果たしていくという風通しのよい職場環境が築けなかったというのも大きな反省点であるとの説明がありました。

これに対して、委員から、経営に当たり、やはり常に市のバックアップがあるという部分で甘えがあったのではないのかとの質疑に対し、一切そのようなことはない。このような状況では市に対して業務報告ができない、何とかしなければならないという気持ちであった。多額の借金を抱えたところで業務を投げ出すことはどうしてもできなかったという回答がありました。

次に、委員から、請願がもし採択されれば、次の再開に向けての影響がないのかとの質疑に対し、再開については、理屈の面では直ちに遅れが出るということにはならない。ただ、今回の議会で承認が得られない場合は破産手続となり、全ての財産の管理権限は裁判所が選任する破産管財人が掌握することになる。破産管財人としては公平な財産の分配のために様々な確認作業や手続を行うため、やはり時間を要する。そういう意味では、8月1日の開業というのは破産の場合は難しいと思われるという回答でありました。

次に、討論で述べられた意見は次のとおりです。

初めに、不採択とすべきであるとして述べられた内容としては、再開時期に遅れは生じないのか、清算時期がどのようになるのかを心配していたが、再開もスムーズにいくのではないかと理解したところである。市民、町民が願っているのは一刻も早い君田温泉の再開ではないだろうか。この基金条例を廃止し、株式会社君田トエンティワンの返済の一部に充当し、なおかつ株主へ返還をすることによって、清算がスムーズに行われ、一日も早い君田温泉の再開を含む施設の再利用ができるのではないかと意見が出されました。

次に、採択すべきであるとして述べられた内容としては、君田温泉の経営上の様々な課題や、取締役会や臨時総会等の課題についての説明を聞き、まだまだ我々がしっかり検証しなければならない課題もたくさんあるように感じている。この請願書の願意は、地元の宝である君田温泉をこれから先も君田町民あるいはまちの活性化、振興のために大事にしてもらいたい。たとえ事業者が変わったとしても、しっかり支えていくぞという意味で基金の存続を願っておられるものと捉えている。清算等に当たっての法的な課題や手続、あるいは工夫について、まだまだ議論の余地はあるのではないかと考えるとの意見が出されました。

次に、議案第38号について、討論で述べられた意見は次のとおりであります。

初めに、反対意見としては、基金条例を廃止して、一刻も早い清算に当たっていくということについてはまだまだ議論の余地があるのではないかと。もともとこの基金は君田村時代から引き継がれてきたものであり、今まで君田温泉の施設の維持管理に使用されてきたものであると認識している。建物が存在する限り、官民で積み立てた基金を廃止し、一般財源とすることは到底許されるものではないとの意見が出されました。

次に、賛成の意見としては、この基金を廃止し、一般財源として清算に充てることで、温泉施設の早期再開につながるものであり、新しい事業者への支援や温泉施設の存続については今後別に考えるべきであることであり、この基金条例の廃止についてはやむを得ないと考えたとの意見が出されました。

次に、議案第43号三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）について、討論で述べられた意見は次のとおりであります。

反対の意見としては、既に次の業者が決まり、業者に対しても補助金であるとか無償貸与であるといったようなことが説明されている。既に決まったことがこれだけ積み上げられ、これでどうでしょうかということ自体がおかしい。議案として論議する順番が間違っているのではないかと意見が出されました。

次に、議案第44号財産の無償貸付について討論で述べられた意見は次のとおりであります。

初めに、反対の意見としては、今まで君田温泉の継続についての論議がなぜなかったのか。この課題に取り組むべき時期はもっと前だったのではないかと。まだまだ論議を深めていく必要がある。再開させることは大事であるが、今までの経過からして、全てにおいてきちんと総括がなされていないと感じる。そういった中で新たな業者を選定したということに疑問を感じるとの意見が出されました。

次に、賛成の意見としては、新しい業者に新しい経営方針で早期に再開してもらうことが多くの市民や町民が望んでいることではないだろうか。確かに過去の株式会社君田トエンティワンの経営内容等については批判的な思いも幾つかはあるが、何よりも今の清算が早く済み、一日も早い再開が望まれる。そのためには今回の無償貸付けも許せるものであらうと考えるとの意見が出されました。

次に、議案第37号について討論で述べられた意見は次のとおりです。

反対の意見としては、この物価高騰の中、上下水道も値上げしている。事業として成り立たせるという考えは大事なのかもしれないが、市民に負担を強いるような使用料体系の見直しというのはいかがなものかとの意見が出されました。

最後に、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第37号については、公営企業会計は独立採算が原則である。引き続き、施設の統廃合について鋭意努力し、接続率向上により収入増を図るなど、経営改善していただきたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 今回の委員会での可否同数で委員長裁決ということになっておりますが、可否同数の場合は原則否決と。賛成に至らなかったもので、委員会でも可否同数だったので、委員長とすれば、委員長や議長が基本的にはこれを否決するというのが今までの議会の原則ですが、その原則をどういうふうに捉えて今回の委員長裁決になったのか、お尋ねしたいと思います。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛委員長。

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） そのような前例というか慣習は私はよく知らないんですけども、私の判断といたしましては、やはり早期に再開することが大前提、最優先すべきと考えて、委員長として裁定させていただきました。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 地方議会、国会もそうですが、可否同数になったときに、議長裁決も委員長裁決も、基本的には現状維持の原則の採用ということが原則なんですよ。それは衆議院で議長が可決にした場合もありますが、基本的には否決というのが今までの前例ですよ。だから、議論の中で、基本的には6名ですから、3対3になって、そこで基本的には可決の状況にならなかった場合は否決をするというのが原則ということなんですよ。今回、そういう原則に基づいてやはり委員会というのはやるべきだというふうに思いますが、どうですか。知らないなら、しょうがないですけど。

(産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛委員長。

○産業建設常任委員長(弓掛 元君) 原則ということを言われましたけれども、原則では、そこらは私もよく存じ上げないんですけれども、先ほど言いましたように、どうしても早期再開を果たしてほしいということ、強い思いがありましたので、そういう裁定をさせていただいております。

○議長(山村恵美子君) ただいまの質疑に関しまして、法的には可否いずれに裁決することも可能であると記されております。地方議会運営事典によりますとそうなっておりますので、今回の委員長の答弁に終始したいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 議案第43号、それから議案第44号の関係でございますけども、議案第43号については、3つの施設設置管理条例を廃止するというものでございます。1つは、三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例、2つ目に、三次市自然資源、地域農産物等活用型交流促進施設設置及び管理条例、3つ目に、三次市林業総合センター設置及び管理条例、この3つについて廃止するというところでございますけども、委員会の中において、執行部から、何をもって、どういう理由でもってこれを廃止するのかという説明はどのようなものがあつたのかというところをお聞かせください。

(産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛委員長。

○産業建設常任委員長(弓掛 元君) 執行部の説明というよりは、3つの施設を落とさないと、次に。そこらの説明はちょっと今記憶にないんですけども。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) ちゃんとそういう執行部の説明を聞いた上で、それぞれの施設が廃止しなければならないということをもって委員会の中で審査されたということなんでしょうけども、慎重審査された内容等はどうかことがあつたのかと。3つの施設ということのそれぞれの設置目的があるわけなんですよね。そのものがそれぞれなくなったというのは、何をもってなくなったという判断をされて委員長は否決ということにされたのか。そこら辺の審査内容も含めての状況をお聞かせください。

(産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛委員長。

○産業建設常任委員長(弓掛 元君) 3施設の廃止がないと先が進まないという思いで、私は賛成しましたという理解をしております。3つの普通財産を落とさない貸付けできませんので、貸付けできないということは、再開に向けて大きな支障になるという思いでありまして、その

ことに関しては廃止すべきだというふうに考えております。

○議長（山村恵美子君） 委員長、審査の内容もそのような内容で進まれましたか。他の委員の審査状況。

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） 3施設の個別についての、それぞれについての意見は委員会の中ではなかったように記憶しています。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 慎重に審査されたという報告なんですけども、何をもって慎重に審査されたのかというところをお聞かせください。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛委員長。

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） 我々は時間の中でこの事案について一生懸命審査しておりますから、何をもってこれが慎重審査でないと思われるのか、お聞かせください。

○議長（山村恵美子君） 弓掛委員長、この場合は反問権はございませんので、問うことはできません。

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） 慎重審査しております。

以上です。

○議長（山村恵美子君） 1点、何をもってというところでお答えをお願いします。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛委員長。

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） 双方の御意見をしっかり聞かせていただきまして、委員のほうもたくさん質問、質疑いたしまして、時間のほうも予定の2倍以上を使いまして、慎重に審査したと私たちは思っております。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 今尋ねたのは、議案第43号というところに特定してから聞かせていただいておりますので、委員会全体の経過時間と審査時間ということではないというところでの、そういう立場で質問しております。

（産業建設常任委員長 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛委員長。

○産業建設常任委員長（弓掛 元君） ですから、3施設それぞれ、一つ一つのことにしましては委員の中では話は出ておりません。それで慎重でないと言われればそうかもしれませんが、私たちは、個別に一つ一つの件にしましては、3施設にしまして、それぞれについては議論はなかったと思いますけど、それで慎重でなかったとは思っておりません。

○議長（山村恵美子君） そのほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより請願第1号について討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

それでは、請願第1号を採択することに反対の討論を許します。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 私は、請願第1号に採択という立場から討論を行いたいと思います。

この請願第1号は、君田温泉のふれあい施設の管理基金条例を廃止し、その基金を株式会社君田トエンティワンの返済に充てることを反対するということを含め、今回、執行部から提案された関連3議案に反対する立場での請願であると理解をしております。今期、この請願に対して最初に私が感じたのは、君田温泉の解散決議が決まったあの総会後の全員協議会での説明や、また、いろんな場を通じての議論を踏まえて、1つは、株式会社君田トエンティワンの経営に対する問題提起と、それから、このことを議論し、決議することへの法的な問題、この2点を私なりに検討してきたところであります。経営責任については、これはいろいろな角度から考え方があってと思いますけども、それなりにやっぱり指摘をしておかなければならない事項であろうと思います。もう一方の最も心配しましたことは、法的な問題がどうなるかということですが、今までもいろいろとこの法的な問題についての解釈の議論はありましたけども、地方自治法第232条の2の規定では「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定をされており、産業建設常任委員会の場合での参考人として招へいいたしました顧問弁護士の方からもその旨の説明を頂いたところでございます。したがって、執行部から提案されておる基金を廃止し、一般会計に組み込んで補助金として支出することについては、法的には問題がないものと解釈をいたしております。

私は、このたびの問題に関して、多くの市民が三次市の宝であり、また君田町民の宝でもあるこの君田温泉の早期回復を願っておられる気持ちというのは非常に強いものであろうと思います。したがって、産業建設常任委員会の中でも私は討論に参加しましたが、やはり早期回復するためには現状の清算をスムーズに行っていくことが大前提ではなかろうかと思います。もし仮にこの請願を採択するということになると、今の清算は必ずスムーズにはいかない。恐らく関連する3議案も含めてうまくいかなかった場合には、当然ながら破産手続ということになって、再開は大幅に遅れるであろうと容易に想定ができます。したがって、多くの市民が望まれるように君田温泉の早期再開をめざすためには、今回の請願に対しては不採択という立場を取らなければならないと判断し、討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、請願第1号を採択することに賛成の討論を許します。

（18番 保実 治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 保実議員。

○18番（保実 治君） 請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエン

ティワンの負債返済等に使用しないことを求める請願に対して、委員長報告は反対でありましたが、私は賛成の立場で討論に参加をいたします。

この基金は、請願の趣旨であるように、君田町民が一丸となり、地域の協力を通じて観光価値を高め、その連携で拠点施設である君田温泉に集客し、価値の現金化が図られたものです。私たちも子供を育てるときは愛情を持って育てたと思います。それと同じように、君田町民は君田温泉を我が子のように愛情を持って君田の宝に育て上げました。市長はよく三次の宝と言われますが、そもそも君田住民が愛情を持って育て上げた君田温泉です。6期連続赤字経営の責任は棚上げし、なし崩し的に基金を借金の返済に充当することは到底許されることではありません。個人を守ることの引換えに、これまで君田の宝として、君田の誇りとしてきた非常に公共性の高い君田温泉施設が大きな海原に放り出されようとしております。あつてはならないことがこの議会で議決されようとしております。いや、これは議決させられようとしているのではないのでしょうか。議会は決して行政の附属機関ではありません。行政の追認機関でもありません。

よって、私はこの請願内容は理解できるものであると申し上げ、賛成討論といたします。終わります。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対の討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについての請願に対して、反対の立場で討論に参加したいと思います。

本請願の1項目めに、三次市健康ふれあい施設管理運営基金を君田町の地域振興や新たな観光拠点づくり並びに福祉健康増進の資金として活用されることを挙げられております。しかしながら、基金条例第5条では「基金は、次の各項に該当する場合には、その全部または一部を一般会計に繰り出し、歳出として支出する」とされております。第1項目めには、ふれあい施設の建設のために起こした市債の償還に充当するとき、第2項として、ふれあい施設の管理運営上必要があると認めるときと基金の使用目的が明記されております。先ほど申し述べました請願の第1項目めの三次市健康ふれあい施設管理運営基金を君田町の地域振興や新たな観光拠点づくり並びに福祉健康増進の資金として活用することは当てはまるのでしょうか。私は当てはまらないというふうに考えております。3項目めに、基金条例の廃止または目的変更を行わないこととされておりますが、請願内容には、条例改正を行わなければならない事項を請願し、一方では、基金条例の廃止または目的変更を行わないことと請願していることは大きな矛盾であります。また、産業建設常任委員会で、請願者の方の請願の趣旨説明をテレビ中継で拝見いたしました。請願者自身を賛美し、株式会社君田トエンティワンの経営者の運営について実名を挙げて批判されていることに対しては、請願の趣旨はどこにあるのかと疑った面もあります。

私は、観光施設であり、君田温泉森の泉の観光イメージを落とさないように、また、一日も

早く君田温泉が再開され、市内外の皆さんが集い、楽しむ日を待ちわびておるものでございます。三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止し、基金を一般会計に歳入し、清算を早期に完了し、残った財源を令和6年度以降、君田温泉森の泉のために活用すべきと考えております。

以上を申し上げ、請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて、反対の立場の討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（8番 重信好範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 重信議員。

○8番（重信好範君） 私は、請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求める請願に賛成の立場で討論に参加いたします。

地元住民のふれあい場、農林業の振興、若者から高齢者までの就労場、都市、住民の交流の場として宿泊施設も整備するなど、住民と行政が知恵を出し合って輝く地域づくりを進める施設として君田温泉は大きな役割を果たしたことは言うまでもありません。今回、経営者の経営責任や説明責任が明らかにされないまま、うやむやな状況で旧君田村民が無償の支援で寄附したお金を経営努力不足、従業員の声に耳を傾けなかった放漫経営でつくった負債整理に充てることは到底許されません。また、昨年6月17日に開催した定時株主総会で第28期の目標まで発表しているにもかかわらず、僅か2か月で解散に至ったことも不明解であり、到底理解できません。

最後に、経営は人なり、組織は人なりという言葉がありますが、今回の経営者、経営陣には、その言葉とは真反対の経営をし、マネジメント不足など、負の経営が続いたことを申し上げ、私の請願へ対しての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって請願第1号についての討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立少数であります。

よって、請願第1号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについては不採択と決しました。

次に、議案第37号三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。

それでは、議案第37号に反対の討論を許します。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 議案第37号三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）に反対の立場で討論に参加いたします。

先ほどの国民健康保険税の改正条例のところでも申しましたが、物価高騰の中で、今、公共料金である下水道料金の値上げをすることは、市民に負担を強いることであり、市民生活への不安を提供することではありません。企業会計といいながら、これまでも一般会計からの繰入で成り立っておりました。この公共性を無視して、公営企業で独立採算が原則となりますが、これはまず不可能であると考えます。公共的に環境を守る上からも、自治体として守っていかなければならないと思います。市民に負担を押しつけて環境を守らせようとすることは、公共性を投げ捨てることにつながります。まして、この物価高騰の折に値上げをすることは納得できるものではありません。その立場から、下水道条例の一部を改正する条例（案）に反対の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第37号に賛成の討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第37号三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）に賛成の立場で討論を行います。

市町村合併以降、下水道使用料の改定がされていない中、本市の経費回収率は、公共下水道地域だけで見ても77.3%と低い水準であります。これからの下水道事業は、人口減少による使用料収入の減少、物価高騰に伴う維持管理費の増大が見込まれ、さらに、施設老朽化に伴う更新費用の確保に努めなければならない等、課題が山積しております。経営環境が厳しさを増す中で、下水道サービスを持続的、安定的に供給していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤強化を図る必要があります。

地方公営企業法では、汚水処理に要する費用は使用料収入で賄う原則がありますが、使用料収入のみでは賄えていない状況にあります。一般会計からの赤字補填で補助を受けて経営をしている実態であり、下水道使用料の改定により、一般会計からの基準外繰入金 の 縮減を図る上でも、下水道使用料の改定は必要であると考えます。

今回の改正は公共下水道使用料のみが対象となっていますが、特定環境保全公共下水道や農業集落排水においては、現段階では公共下水道と比較して既に高い水準の使用料体系となっております。これらの事業においては、値上げを伴う使用料改定ではなく、下水道事業全体として下水道サービスを持続的、安定的に供給していくため、処理場の統廃合や処理方式の見直しなどによる汚水処理費の削減につながる取組を優先するとともに、公共下水道使用料の格差是

正を図っていくことを要望し、条例改正案に賛成するものであります。

以上の理由を述べましたとおり、議案第37号に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって議案第37号についての討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第37号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第37号三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）について討論を行います。

それでは、議案第38号に反対の討論を許します。

（2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

○2番（山田真一郎君） 議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）に反対の立場で討論いたします。

本基金は、旧君田村時代に、君田村のたくさんの方々が祭りのような催しや、またボランティア活動を行ったりして、君田温泉を中心として活動されたものを積み立てられた基金です。また、合併時に、合併前の君田村健康ふれあい施設管理運営基金条例を新三次市が引き継ぐ形で基金を持ち込み、平成16年4月に三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例が設立されました。委員会等での基金条例の廃止の理由として説明がありましたが、それは、第三セクターの君田トエンティワンの負債整理に充てるためと説明がありましたが、基金条例を廃止しなければそういった用途へ使えないということは、基金条例の目的と違うというのは明らかだと思います。

この基金条例の第1条には、ふれあい施設の施設機能の維持向上と適切な管理運営の財源に充てるため基金を設立するとあります。三次市健康ふれあい施設管理運営基金は、旧君田村の方々が、君田温泉施設が末永く地域の施設であるため、継続するために使おうと使用目的を定めた目的基金です。この基金条例は、君田温泉施設が建物として現存し、また、基金の残がある限りは条例を設置し続けなければなりません。そして、目的に応じて使用するべきだと考えます。

以上のことを述べ、反対の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第38号に賛成の討論を許します。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）に賛成の立場で討論を行います。

その前に、私は今、驚きを隠せない状況というのを感じておるんですけども、この後、修正予算を提案されることになっていきますけれども、その提案者の方は、この基金条例を廃止しなければなし得ない健康ふれあい施設管理運営基金を雑入として歳入に繰り入れる修正予算案を提出されています。にもかかわらず、この基金条例を廃止することに反対するということは、後に出される修正予算案と全く整合性が取られない状況が今この議場で行われたということですので、議会人として、ぜひとも自分が今やっとなることがどういうことなのかということとは理解していただいた上でやっていただきたい。この後の修正予算の際のどちらかでしっかりとした整合性を見せていただきたいというふうに思います。

本題に入りますけれども、本案は、三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止して、基金を雑入として一般会計に繰り入れようとするものであります。この基金は、株式会社君田トエンティワンの利益剰余金の一部を旧君田村へ寄附されたもの、同社から株式配当、利子などの運用益を積み立ててきたものであります。基金の成り立ちを考えますと、公共施設、第三セクター、基金が一体となって、地域を活性化する運営モデルは成立しなくなったため、基金の設置目的を失ったという執行部の説明は理解できるものであり、基金条例を廃止して、雑入として一般会計に繰り入れることは適当と判断をいたします。

最後にもう一度言いますけれども、この後の修正予算案との整合性をよく考えていただいて、数分後、数十分後に吐いた唾を飲み込むことがないように、議員としての正しい行動をしていただくことを切にお願いして、議案第38号に対する賛成討論といたします。

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって議案第38号についての討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第38号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第38号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第38号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）につい

て討論を行います。

それでは、議案第43号に反対の討論を許します。

(10番 穴戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 穴戸議員。

○10番(穴戸 稔君) 私は議案第43号に反対の討論を行います。

先ほど委員長報告の行われた状況の中で、委員会の中でこのことがどういう理由によってこの3施設が廃止になるのかというところの執行部の説明を基に議論されたというのは到底見受けられないというふうに思いました。そういう議論もないままにこの条例が廃止されるということは、それこそ議会の中であってはいけないことではないかなというふうに思います。君田町にとって非常に公共性の高いそれぞれの施設、3施設であります。このことが、今申しましたように、十分議論もさせないように仕組まれた議案の提出というふうに思わざるを得ない。本来は、公募型プロポーザルというのを12月1日に行われました。その以前に本来であればこの議案は提出され、指定管理制度の中で業者を決めていくというようなことも議論されなければならなかったものを、この時点、しかも追加議案として出されたということは、議論の余地がないように仕組まれているというふうに思わざるを得ません。これは行政の暴挙であります。ましてや地域住民に説明すらありません。君田町民、三次市民、三次市議会をないがしろにしているものであります。

君田村時代、地域の賑わいの創出、地域の活性化、交流人口の拡大、地域の魅力づくり、就労の場の確保、そういうものが根底にあり、この施設は整備され、非常に公共性が高い施設であります。このものを行政財産から普通財産に落とす、こういうことがあってはならないことをこの議場で行われようとされています。議会の議論をさせないような状況の中でさせられています。今後一切この3施設についての管理は行政は責任を負いませんよということにつながるわけです。周辺部は寂れる。人口が減少する。何とか周辺部は頑張りたい。こういう拠点性が非常に高い施設を中心に地域は頑張ろうとしている。そのものを行政が責任を投げ出す。あってはならないことを行政が示し、それを議会が追認しようとしている。他の議案との整合性が取れないなどの自分の中だけでの物差しで、理屈で、取るに足らない理由で判断するような議会であってははいけません。本質はどこにあるのか。このことは、君田の3施設に限らず、今後、周辺部における行政財産の行方にも大きな影響を与えるものと私は考えます。トエンティワンの解散したことに便乗して、こういう行政のやり方というのは決して許されるべきものでありません。

以上をもって、議案第43号、3施設の施設管理条例廃止に反対する討論といたします。

○議長(山村恵美子君) 次に、議案第43号に賛成の討論を許します。

(7番 月橋寿文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 月橋議員。

○7番(月橋寿文君) 議案第43号三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例(案)に賛成の立場で討論を行います。

本案は、君田温泉施設を次期運営事業者に貸し付けるに当たって、三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等の関係条例を廃止して、関連施設を行政財産から普通財産に移行しようとするものであります。君田温泉施設については、プロポーザル選考委員会での審査を経て、新たな運営事業者が選定されています。8月1日開業をめざされているとお伺いしています。行政財産のまま民間事業者に貸し付けることは法的には認められていないため、当然、普通財産に移行すべきであると考えます。私も君田温泉に何度も何度も通わせていただいて、忘年会なんかもさせていただいて、非常にすばらしい温泉の湯であり、施設であるというふうに思っています。君田の方だけでなく、三次の方、よそから来られる方も早期の再開というのを望まれていると思いますし、今まで働かれていた方が職を失っている状態でありますので、早期の雇用という部分でも早期再開を願っております。また、近隣の飲食店であったり、いろんな施設も、君田温泉にお客さんが来ていないという状況で、売上げが下がっております。そういった面でも、今の状況では早期再開をしていただきたいというふうに思います。

君田温泉が早期に再開して、運営事業者の創意工夫を最大限に生かした運営が図られることを、再び三次市の宝となり、賑わいが戻ることを期待して、賛成討論いたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、これをもって議案第43号についての討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第43号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第43号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第43号三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号財産の無償貸付について討論を行います。

それでは、議案第44号に反対の討論を許します。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） この議案第44号についても、先ほど議案第43号で申し述べた理由で反対の討論を行います。

無償貸付けという、ここまでのルールを引いた上で、これを可決せよという議論の余地なしというやり方というのはあってはならないことであります。議会に議論をさせる。議案として

出して初めて議論ができるんですね。ですから、先ほど言いましたように、11月20日に説明があつて、それから、12月1日には公募が始まると。全く議会の議論を経ずに、行政がそのルールを引いた。その先に議会が認めよう。こういうやり方というのはいかがなものかなと。11月の段階、12月の定例会において、ちゃんとこの議案を出し、議会に議論させ、指定管理者制度を導入するのか、本来、この無償貸付けにするのかというところのちゃんとした議会の議決を経て行わなければならないものを行政が先んじてそういうやり方をやる。後から議会の議決をさせると。ですから、内容云々というよりも、議会の軽視したやり方に対して、その1点で反対の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第44号に賛成の討論を許します。

（14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 鈴木議員。

○14番（鈴木深由希君） 議案第44号財産の無償貸付についてに賛成の立場で討論に参加します。

本案は、君田温泉施設を公募型プロポーザルで選定された運営事業者が無償で貸し付けようとするものであります。君田温泉ふれあい施設を始め、関連施設を貸し付け、再開予定日とされています8月1日に向けて、運営事業者が創意工夫しながら再開準備をしてもらいたいと考えます。指定管理をしていくことが適当ではないかとの意見もありますが、指定管理は事業者にとって次の3点課題があると考えます。1、料金、サービスに一定の制限が生じること、2、施設の修繕対応などで迅速、柔軟な対応ができない、3、指定管理期間により、長期的な計画、運営に課題があるです。

このほか、複数の運営形態が考えられますが、市が一定の関与をする貸与が適当であると判断しています。君田温泉施設を大切に守ってこられました君田町民はもとより、市内外の多くの皆様の希望を重視して、君田温泉が新しい業者に新しい経営方針で早期に再開し、魅力ある施設として生まれ変わり、賑わい創出につながることを期待して、議案第44号に対する賛成討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 議案第44号について、ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって議案第44号についての討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第44号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第44号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第44号財産の無償貸付については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、議案第36号及び議案第42号の議案3件について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第35号、議案第36号及び議案第42号の議案 3 件を採決いたします。

議案第35号、議案第36号及び議案第42号の議案 3 件に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

議案第35号、議案第36号及び議案第42号の議案 3 件は委員長の報告のとおり決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号、議案第36号及び議案第42号の議案 3 件は委員長の報告のとおり可決さ
れました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 4 予算決算常任委員長報告 1 4 件

議案第 1 号 令和 6 年度三次市一般会計予算（案）

議案第 2 号 令和 6 年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第 3 号 令和 6 年度三次市診療所特別会計予算（案）

議案第 4 号 令和 6 年度三次市介護保険特別会計予算（案）

議案第 5 号 令和 6 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）

議案第 6 号 令和 6 年度三次市土地取得特別会計予算（案）

議案第 7 号 令和 6 年度三次市病院事業会計予算（案）

議案第 8 号 令和 6 年度三次市下水道事業会計予算（案）

議案第 1 0 号 令和 5 年度三次市一般会計補正予算（第 9 号）（案）

議案第 1 1 号 令和 5 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
（案）

議案第 1 2 号 令和 5 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）

議案第 1 3 号 令和 5 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
（案）

議案第 1 4 号 令和 5 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）（案）

議案第 1 5 号 令和 5 年度三次市病院事業会計補正予算（第 3 号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第 4、議案第 1 号令和 6 年度三次市一般会計予算（案）外13議案を  
一括議題といたします。

議案14件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 杉原予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 杉原利明君 登壇〕

○予算決算常任委員長（杉原利明君） 予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案14件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月6日から13日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。また、12日には、総務、教育民生、産業建設の各分科会を開催し、必要なテーマについて自由討議を行いました。13日の委員会では、各分科会から主査報告が行われ、その内容に基づき、全体で自由討議を行いました。

議案第1号令和6年度三次市一般会計予算（案）外議案11件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）については、委員から、歳入においては、健康ふれあい施設管理運営基金の廃止による雑入1億5,132万4,000円、株式会社君田トエンティワンからの出資金返還金1,416万円の減額、歳出においては、株式会社君田トエンティワン清算支援補助金1億1,540万円、財政調整基金への積立金5,008万4,000円を減額する修正案が提出されました。修正案に賛成の意見としては、三次市の貴重な観光資源として君田温泉をしっかり守り、残していつてもらいたい。そのためには基金を残していくべきである。地元住民の意思を尊重し、基金を残すことで君田温泉を守ることが必要であるなどが出されました。修正案に反対の意見としては、君田温泉を中心とした君田町の賑わいが早期に復活することが大切であると考えするため、今回の予算は必要である。この補助金がなければ君田温泉の再開の遅れが想定される。基金の取崩しによって清算をスムーズに行うことが必要であるなどが出されました。採決の結果、賛成少数で修正案は否決となり、議案第10号は原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第2号令和6年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）外1議案については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第2号令和6年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）については、物価高騰の中で、水道料金、下水道料金、国民年金などの公共料金が値上げされる中で、さらに国民健康保険税が引き上げられ、これ以上の負担が大きくなることは市民の暮らしに大きな影響を与えるものである。社会保障制度は生活の安定を支えるものであり、市民を守る立場で負担軽減のための予算にすることが必要であるとの反対意見が出されました。これに対し、今回の予算案は国民健康保険税を20%引き上げるという県の方針に対し、基金を最大限繰り入れて、市民の負担を10%程度の引上げに抑えるというものであり、今回の予算案は妥当なものであるとの賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第8号令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）については、物価高騰の中で、下水道使用料の値上げはさらなる負担を強いることになり、市民の暮らしに大きな影響を与えることは避けねばならないとの反対意見が出されました。これに対し、下水道事業会計は、慢性的な財源不足を一般会計からの法定外繰入で賄っている状況が続いており、適正な使用料の確立による経費回収率の向上を図る必要があるとの賛成意見が出され、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

主査報告及び自由討議から集約した意見を申し上げます。

総務分科会からは、三次市健康ふれあい施設管理運営基金については、基金の目的がなくなっていない中、基金を廃止し、一般財源として支出することは許されないとの意見や、基金を一般財源に戻し、きれいな形で清算し、次の事業者にきちんと対応していくという考え方はあると思うとの意見が出されました。みよし運動公園運動広場改修事業については、陳情の内容が実現できたことは評価できる。完成後は、適切な管理運営によって、これまで以上に多くの方に利用していただき、有効活用されることを期待するとの報告がありました。

教育民生分科会からは、いじめ防止、不登校対策推進事業については、いじめ、不登校問題に対応するには、教員一人一人の指導力向上を図るための研修や、学校や家庭だけでなく、地域と連携して取り組む必要がある。今後、個に応じた支援を充実させるためには、外部専門家の人材の確保、教員のための研修等の予算の確保が必要であり、さらなる取組の充実を図りたいとの報告がありました。みよし結芽人育成事業については、3つのプロジェクト学習を進めることによって未来を創る当事者を育てる教育を研究・推進していくという取組は評価できるものであり、全児童、全生徒及び全教職員がプロジェクトの恩恵が受けられるように事業が進められることが必要であるとの報告がされました。十日市小学校等改築事業については、基本構想、基本計画の策定に向けては、周辺施設の在り方や小・中学校の規模及び配置の適正化等を踏まえ、児童・生徒や地域住民などの幅広い意見を反映させた上で、将来を見据えた計画となるよう進められることが必要であるとの報告がありました。全体会での自由討議では、いじめ防止、不登校対策推進事業、みよし結芽人育成事業について、現在、教員不足が言われ、学校の多忙化が叫ばれる中で、教員の定数の改善や人員の充実といったことも併せて必要であるといった意見が出されました。

産業建設分科会からは、君田トエンティワン清算支援補助事業については、君田温泉の早期再開のために一連の生産支援補助を行うことはやむを得ないと考えるが、株式会社君田トエンティワンとしての経営責任を何らかの形で果たすべきではないかとの意見が出されました。君田温泉施設改修支援補助金（債務負担行為）については、10年間で1億円の補助金が計上されているが、安定経営に資する執行となるよう、十分なチェックが必要であるとの報告がありました。全体会での自由討議では、君田トエンティワン清算支援補助事業について、経営責任を明らかにした上で支援や補助を行っていくべきではないかとの意見が出されました。

また、全体の審査からの意見として、予算執行に当たっては、世界的に進むSDGsの取組を踏まえて、持続可能な環境、社会経済の実現に資する施策となるよう検討を進められたい。安心して子供を産み育てることができるよう、教育関連予算の執行に当たっては、放課後児童クラブの充実等、子供たちの安心・安全を高める取組を推進されたい。今後予定される大型建設事業の実施に当たっては、今後も事業費の精査に努め、予算管理の徹底を図られたい。また、後年の維持管理に関する負担ができるだけ抑えられるよう取り組まれたい。下水道事業については、施設の統廃合などを含めた経営合理化をしっかりと行うとともに、急激な市民生活への影響を最小限に抑えながら、経営改善につながる取組を推進されたい。また、水道、下水道のイ



ンフラの耐震化率の向上の取組について検討されたい。三次市病院事業については、導入予定の手術支援ロボット等、新たに取得する医療機器にあつては、一層の有効活用について検討を進められたい。指定管理者制度については、公募型にあつては、特に民間のノウハウの一層の活用について検討されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）に修正動議を提出いたします。

○議長（山村恵美子君） ただいま宍戸議員ほか1名から議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）に対する修正案提出の動議がありました。

この動議は、1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りいたします。

宍戸議員ほか1人からの動議を日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、この動議は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）に対する修正案の動議を議題といたします。

議案第10号に対しては、宍戸議員ほか1人から、タブレットに掲載のとおり、修正案の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）の修正内容及びその理由を申し上げます。

まず、修正内容について、その内容は、補正予算のうち、第三セクターである株式会社君田トエンティワン清算支援補助金1億1,540万円を減額修正するというものであります。

修正理由を申し上げます。その理由は、地方自治法第232条の2において、補助金とは、その公益上必要がある場合において補助をすることができるとされています。さらには、補助金は、地域活性化や産業振興などの行政課題を解決する有効な手段として、行政の補完的な役割を果たすものであるともされています。債務超過に陥り、破産状態となり解散した君田トエンティワンへの補助金は何をもって公益上必要であるのか、何をもって地域活性化や産業振興と

なるのか甚だ疑問であり、断じてそういう類いのものでないことは明白であります。補助金として出すのであれば、株式会社君田トエンティワンが赤字経営状態にあったとき、つまり昨年6月定時株主総会時以前に出すべきものであると考えます。経営をやめたこの機に出すのは、産業振興などではなく、全く意味がなく、公益性はありません。本来、経営責任を問われなければならない取締役社長の借入金返済補償金の弁済が補助の主目的であるように受け止められます。そうであるのであれば、なおさら全く公益性はありません。

このことを裏づけるものとして、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針というものが、平成26年、全国各地地方公共団体に示されています。それによりますと、第三セクター等は、地方公共団体から独立して、事業主体として、自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。経営者は、第三セクター等の経営が悪化した場合等には、民事、刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識した上で第三セクター等の経営に当たることが必要であるとされています。その上で、公的資金、つまり財政支援の基本的な考え方として、地方公共団体は、第三セクター等が経営悪化に陥った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には財政支援を行うべきでない。つまり、経営責任が問われなければならないことが主たる原因であるような場合は支援を行うべきではなく、自己責任としての対応を促しているものと考えます。また、第三セクター等が公共性、公益性が高い事業を行っていたとしても、財政支援の前に、経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組むことは当然であるとも述べられています。さらに、財政支援は、存続の前提となる条件を踏まえて検討を行うこととされています。つまり、第三セクターが経営し続けている中での財政支援は検討できると理解すべきものであると思います。債務超過に陥り、解散した第三セクターの負債整理等の財政支援については述べられていません。すなわち、論外だということです。

三次市が市としての第三セクターの経営健全化等に関する指針を策定し、その中にこのことがうたわれていれば別でしょうが、策定されていない現段階においては、総務省の指針に従うべきものと考えます。このことは、法的にどうということの以前に、上級機関である総務省が示していることに地方公共団体が対応すべきことと考えます。経営が悪化している第三セクターを抱える本市が、総務省の示す指針も策定しない上に、指針にも従わず、三次市独自の判断で第三セクターへの財政支援を行うことになれば、総務省からの地方交付税に少なからず影響があるのではないかと心配します。財政支援を君田温泉の早期再開に結びつけて言われますが、全く別次元のことであります。

三次市議会は、議会基本条例を平成22年に制定し、その第3条に、議会活動の原則として、議会は議決機関としての自覚を持ち、執行機関のチェック等を行うことを規定しています。まさに今日、ただいまこのことが問われています。執行機関が経営責任を明らかにしないままに、負債整理に市の交付金を充てることはやめてほしい。その声にどう応えるかが問われています。このことは決して過言ではないということを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） ただいまの修正案の動議に対する質疑を願います。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 議案第38号のときに申し上げましたけれども、先ほど提出者兩名ともふれあい施設管理運営基金条例の廃止を反対されましたけれども、今、宍戸議員が提出されとるこの修正動議は、健康ふれあい施設管理運営基金を廃止しなければなし得ない雑入としての1億5,132万4,000円というのを繰り入れていますけれども、先ほどの行動との整合性なり、御自身としての、議員としての行動についてどのようにお感じになられてこれを提出されとるのか、お伺いをいたします。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 私個人の議決への態度ではありません。議会の議決を尊重して、この議案を提出しております。すなわち、先ほど三次市議会では基金条例を廃止するということの議決をされております。そのことを受けて、私はこの議案を提出しております。それが本来議会人としてあるべき姿ということではないんですか。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) もちろん結果は廃止になりましたけれども、この資料はそれがどうこうなる前から提出されとったし、僕はおとついの予算委員会で宍戸議員が提出された修正予算が宍戸議員の本心の修正予算だったと思いますよ。意思が一本筋が通つとる今回の行動で、大変政治家として筋の通った行動だったと思いますけれども、それはおとついの予算委員会で否決されて、予算委員会で否決されたら同じものは本会議では出すなという申合せの中で、ちょっとした修正を当時のものから加えられて、今日出すためにやったから、僕は整合性が取れんようになってるんじゃないかなというふうに思うんですよ。宍戸議員は、議員になって以来、ずっと議会改革とか議員の信頼回復とか、様々なことでこの議会をリードされてきた方であるにもかかわらず、私は今回の行動というのはとても残念な行動だと言わざるを得ん。結果はおとつuitたわけですから、それをこの場でもう一回主張するために、ここの部分だけ変えて出してきたというのは悲しいことだなというふうに思います。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 悲しく思ってもらえるのはどうかと思うんですけども、私はちゃんと議会の議決を尊重してと。この動議を出したのはただいまのことです。先ほど手を挙げたときは動議です。その前に、基金条例は廃止という三次市議会の議決を基に先ほど動議を出させていたでいております。何も全然矛盾はありません。私は、先ほど言いましたように、公金からトエンティワンへの支援補助金を出すことはいかななものかというところで、その部分を減額修正ということで出させていただいております。その流れは決しておかしくありません。それを踏まえての修正案です。

○議長（山村恵美子君） そのほか、質疑ございますか。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 今回の修正動議の案は、君田トエンティワンの清算支援補助金に対する1億1,540万円を全額カットするという修正案でございますが、このことによって、現在の君田トエンティワンに対する清算への影響、このままスムーズに清算がいけば、新しい事業者を引き継いで、8月1日には再開できるのではなかろうかというめどが立ったというこの時点において、もしこの補助金を廃止するということになりますと、当然、私は清算活動に影響が及ぶものだと思いますけども、その点についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 何遍も申し上げておりますように、君田トエンティワンの清算と新しく行われる会社は別でありまして、運営は運営、切り離して行われるものと思います。そうでなければいけないし、それをあたかも影響があるというふうに誘導するというのもいかなものかなというふうに思います。先ほど別次元と申しましたが、全く別の案件として取り扱うべきだというふうに思います。

（23番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新家議員。

○23番（新家良和君） 私の質問は、現在の清算に関わって、再開が予定されておるこの時期に対してどのように影響するのかと。今回のこの修正案がもし可決するとなれば、現在進めておる清算活動に時期的にどのように影響するのかということをお聞きしたかったのであって、別次元とおっしゃいますけども、もし仮にこの修正案が可決したとしますと、恐らく破産手続に入るんじゃないかなと思います。もし破産手続に入ったら、裁判所の管轄か破産管財人の管轄かというような手順を踏まなくてはならないと思いますけども、私の経験から言いますと、同じような境遇にあったことがございますが、例えば今回の修正案が可決しますと、銀行の返済も今のままではできなくなる。そうなってくると、銀行からの取立てというのは物すごく厳しいものですよ。営業活動なんかとてもできるような状況にはなりませんし、恐らく想定するのは、君田トエンティワンの三次市が保有する資産以外の、例えば簿外の資産であるとか、そういった細かいところまで一々調査をして、再開に影響がないということは絶対にあり得ないと思うんですけども、なぜ再開に影響がないか、もう一度お聞かせ願います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 君田トエンティワンが解散議決したのが8月19日です。運営を行わなくなったのが10月1日です。それから半年、6か月たとうとしております。その間、何も行われてないということはないと思います。あの施設の中に居座って業務を行っているというのであれば別でしょうけども、もうあの施設とトエンティワンは全く関係ない状況で、清算、そうい

う業務的なことがあれば行っているというように見るべきだというふうに思います。新しく運営される業者については、施設とトエンティワンは切り離されておるものですから、施設の中に入って、今後の運営計画を立てられて進められるであろうというふうに私は思います。

以上です。

(23番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新家議員。

○23番(新家良和君) 私はこのたびの請願に対しての反対討論を行いましたけども、要は、君田温泉の早期復活を願う者の1人です。したがって、今回のこの修正案がもし可決するとすれば、恐らく銀行からの借入金7,150万円は、君田トエンティワンの従前の経営責任者等々に支払い請求の取立てが行くということが十分想定できます。そうすると、個人に支払い能力があれば別ですけども、今までの経過から見て、恐らく個人での返済能力はないのであろうと。そうすると、当然、個人は自己破産をするということになります。したがって、あとは、会社の破産手続に入って、再開というのは、下手をすると1年どころか、もっと伸びる可能性があるかと仮定、想定できると思いますが、その点については全く影響がないとお考えでこの修正案を提出されたと理解していいんでしょうか。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) ですから、トエンティワンがそういう裁判所の管理下に置かれるということは、先ほど総務省の指針の中にも書いてありましたように、通常であれば、そういう法的なもので清算が行われると。清算というのは、どういう言葉を使っていいか分かりませんが、そういう手続が行われるということであって、それはトエンティワンの問題なんですね。ですから、それはそれでやられるでしょうよ。ですから、それは、破産手続とか自己破産とかというのは、裁判所の監督下の中で行われるということで、極めて会社をそういうもののひとつとしてやられるということで、フェアなやり方ではないかなというふうに思います。それと新しくなれるであろう会社とは別なものでありまして、破産手続がイコール次の会社に影響があるというのは、全くという言葉は言えないかも知れませんが、影響がないものとして進められるであろうというふうに私は思います。

(17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

○17番(弓掛 元君) 今ちょっと答弁が変わったと思うんですね。全く影響がないと言われたのが、ないかもしれないという。多分、宍戸議員の中でも一抹の不安があるかなというふうに今感じたんですけども、要は、今までの一連の行動を見ましたら、遅れてもいいんじゃないかという何か根底にあったのかなと非常に感じるんですね。我々とはとにかく一刻も早く再開させてあげたいと、してほしいと願っておるわけです。先ほど、今まで問題は起こってないと。それは、君田トエンティワンのほうが、ある意味、ある程度、こういうふうなフレームAからいきますということのスキームが示されて、それだったら、今だから別に文句も言われ

ていませんし、問題提起もされとらんとおもいますけれども、新家議員も言われたように、実際にこれが破産ということになりましたら、先ほど言われましたけども、銀行関係、私も銀行におりましたし、いろんな経営コンサルをさせていただいて、たくさんの倒産を見ているんですけども、それは非常に厳しいものであります。とてもじゃないですけど、気持ちよく新しい事業が再開に向けてできるとは到底思えません。そういうことを、あれはあれ、これはこれということではっきり言われるというのはちょっと無責任かなと私はおもいますが、その辺いかがでしょうか。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 無責任という表現ですけども、トエンティワンが所有している君田温泉施設というのであれば確かにそういうことはあるでしょう。しかしながら、この施設というのは三次市の所有物であって、それを借りて運営していたのがトエンティワンです。そこらは経営をしていてそうなったということです。ですから、経営上起こった問題と施設とは関係ない。そう捉えて、そこを結びつけると、そういう可能性があるように思われますけども、全くそれは施設と運営会社であるものは切り離して考えるべきだというふうに思います。

(17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

○17番(弓掛 元君) それはあくまで希望的観測でありまして、再開とその分は全く関係ないと言われますけども、実際起きます。絶対起こります。それは断言したいと思います。私はそう思っております。本当に再開を願うんだったら、こういうことはやめましょうや。再開に全く影響はないという根拠がいまだによく理解できない。そこをもう一遍お願いします。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) ですから、全く先ほどから申し上げているとおりであるので、同じ答弁を繰り返すようですがということになりますので。その答弁は先ほど来しております。

(17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

○17番(弓掛 元君) 仮に再開がもし遅れた場合に、じゃ、誰が責任を取るのかということがあろうかと思いますが、その辺について、いかがお考えでしょうか。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○10番(宍戸 稔君) 責任論をここで言うべき案件ではないと思いますよ。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 2分——

——再開 午後 1時 5分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号に対する宍戸議員ほか1人から提出されました修正案に対する討論及び採決を行います。

なお、討論は簡潔にお願いいたします。

まず、議案第10号に対する宍戸議員ほか1人から提出されました修正案に反対の討論を許します。

（24番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 小田議員。

○24番（小田伸次君） 私はこの議案第10号、補正予算の修正案に対して反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

反対の理由は、今朝方から様々な議案に対していろんな議員の方から述べられた内容とほとんど一緒でございますが、要は、この補助金を出すか出さないかというのが、今回の君田トエンティワンの後、森の泉を今後どのように運営していくかということに大きく関わっている問題だというふうに思います。なぜならば、この清算というものがスムーズに行われなければ再開というものが遅れてしまうと。私たちはそこに非常に、遅れるということはよくない、早く再開してほしいという思いがあるからであります。方法としたら、確かに修正案、こういった方法、陳情もありましたけども、そういった思いというのはあろうかというふうに思います。ただし、これは執行部のほうも、第三セクターという特殊な形での管理運営をしていた事業、これに関してのやはり責任も感じておるという意味合いで、こういう今回の提案がなされているものだというふうにも感じております。こうしたソフトランディングすることによって、きれいに清算し、次の経営される方に快く次の君田温泉、これを三次市の財産、君田町の財産でもある観光施設、商業施設として再開していただくことを望むものでありまして、その選択をされた執行部のこの案のほうを私は是として賛成したいと思いますので、この予算案の修正案に対しては反対といたしたいと思います。

○議長（山村恵美子君） 次に、修正案に賛成の討論を許します。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

○11番（新田真一君） それでは、修正案賛成の立場で討論に参加させていただきます。

いつときも早い再開と言われる理由はよく分かりますけど、ならば、6月、事態の方向が幾らかはつきりし、8月に決せられた以降、地元町民の理解を求め、打開策を探り、それを議会と論議しながら進めるというその進め方、手順、そこに責任はないのかというのを問わなければならんと思います。一般会計からの公金でございますから、これは、この間説明あったよ

うに、地域の振興に役立てる、維持、さらに発展をめざすための補助でなければならないといったときに、清算ということに使うのはいかなものかという修正案の趣旨に賛同します。終わります。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、これをもって議案第10号に対する宍戸議員ほか1人から提出されました修正案に対する討論を終わります。

これより議案第10号に対する宍戸議員ほか1人から提出されました修正案を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

宍戸議員ほか1人から提出されました修正案について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立少数であります。

よって、宍戸議員ほか1人から提出された修正案は否決されました。

次に、原案に対する討論を行います。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって議案第10号に対する討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号令和5年度三次市一般会計補正予算（第9号）（案）は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号令和6年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

それでは討論願います。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 第2号国民健康保険特別会計予算（案）への反対の立場で討論をいたします。

条例案でも申しましたが、同じようなことにはなりませんけども、まず、地方自治法第1



条の2で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」となっております。住民の福祉増進は地方自治体の基本的役割として、国民健康保険制度は社会保障制度として運営されるものでなければなりません。社会保障制度の維持のためと言いながら、保険料が負担になるということは、社会保障とは言い難い制度となっていることは明らかで、この制度自体は今破綻しているものと思います。県も対策の考えはなく、統一化をめざして、皆が応分の負担を出し合い、お互いを支え合う相互扶助の理念に基づき、被保険者間の公平性を図ることが必要となるとの考えで、社会保障制度と言えるものではありません。

国民、市民を守る最後のとりでになるのが地方自治体です。市独自に対応しなければ、国民健康保険世帯はさらに負担が増えることになり、国民健康保険世帯自体が破綻してしまいます。国民健康保険の世帯は減少はしておりますが、軽減世帯も6割を超えています。国民健康保険の収入は減少することは明らかなですが、全国知事会も提言している公費負担を求めているかなければなりません。せめて協会けんぽ並みに保険料の引下げが必要ですが、それまで待つことはできません。国民健康保険の値上げをしていくことは、さらに生活への負担が増すことになります。一般会計からの繰入をしてでも値上げを抑えることが今回必要ではないでしょうか。

物価高騰の中で、公共料金も値上げする中、収入は上がっておらず、社会保障制度であるはずの国民健康保険税の負担が増すことになるこの予算案に対して反対討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第2号令和6年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）に賛成の立場で討論に参加します。

三次市は、広島県国民健康保険運営方針に基づき、平成30年度から令和6年度の準統一保険税の実現をめざして、税負担の激変緩和を図りつつ、隔年での税率改正を行ってきたところがあります。しかしながら、令和6年度の標準保険税率として、1人当たり保険税調定率で令和5年度に比べて20.6%増と、引上げが県より示されたところがあります。三次市としては、被保険者に急激な税の負担を強いることから、県が示す準統一保険税率の見送りに賛同し、令和6年度の保険税率は、国民健康保険財政調整基金を1億1,412万円も取り崩して、歳入として繰り入れ、調定額で対前年比9.98%にとどめた税率にして予算編成した予算であります。令和6年度予算で国民健康保険財政調整基金は1,262万4,000円しか残っておりません。被保険者の生活を考えながら、保険税率を対前年比20.60%上げなくてはならないところ、9.98%に抑えた予算であり、これ以上の税率を上げるためには一般会計からの繰入が必要となります。一般会計から繰り入れることは、国民健康保険加入者のために、社会保険等、他の医療保険加入者の納められた税金が国民健康保険被保険者のために、社会保険加入者は自らの医療保険の負担と併せて国民健康保険の負担の一部を強いることになり、あるべき姿ではありません。

以上の理由により、議案第2号三次市国民健康保険特別会計予算（案）に賛成の立場の討論

とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、これをもって議案第2号に対する討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第2号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第2号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第2号令和6年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第8号令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いいたします。また、討論は簡潔にお願いいたします。

討論願います。

（1番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 伊藤議員。

○1番（伊藤芳則君） 議案第8号下水道事業会計予算（案）に反対の立場で討論をいたします。

先ほどの条例改正案でも申しましたが、今の物価高騰の中で、公共料金の値上げというのはいかなものかという思いです。市民への負担ばかりが増すことは明らかなです。公営企業会計ですが、独立採算を成り立たせるには、今後、料金の値上げをしていくしかないのではないのでしょうか。物価高騰の中で、今この時期に値上げすることは、さらに市民への負担ばかりが増えることになります。市民を守ることが自治体の役割ですが、この値上げによって負担が増すということは許されるものではないと思います。

よって、下水道会計事業予算（案）に反対をいたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、賛成討論を許します。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）に対して賛成の立場で討論に参加します。

公共下水道区域の一般家庭8立方メートルまでの基本料金を1,080円から310円上げて1,350円に、臨時用の10立方メートルまでの基本料金を3,000円から3,900円に料金を改定して予算をしたものであります。本予算案は、三次市下水道事業会計予算（案）を見ると、令和5年度は9億5,035万7,000円の繰入で、料金改定が行われることを見込んだ令和6年度予算でも8億

9,289万8,000円を一般会計から繰り入れなければならない予算編成であります。そのようなことを考えると、三次市の財政指標である経常収支比率は年々上昇し、令和6年度では99.2%を示しており、財政は厳しいと判断せざるを得ません。市民生活を考えると心苦しい面はありますけれども、この公共料金の値上げをした予算編成というのは必要であろうと考えます。

したがって、今回の予算（案）に対しては賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、これをもって議案第8号に対する討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

議案第8号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第8号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、議案第8号令和6年度三次市下水道事業会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、議案第8号及び議案第10号の3議案を除く議案11件について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第2号、議案第8号及び議案第10号の3議案を除く議案11件を採決いたします。

議案第2号、議案第8号及び議案第10号の3議案を除く議案11件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第2号、議案第8号及び議案第10号の3議案を除く議案11件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第8号及び議案第10号の3議案を除く議案11件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第45号 動産の買入れの契約について

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第45号動産の買入れの契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第45号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第45号動産の買入れの契約について御説明申し上げます。

本案は、小学校教師用教科書、指導書及び掛図の購入につきまして、仮契約を令和6年3月8日、3,399万5,879円で有限会社三次広文館と締結いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号については委員会の付託を省略することに決定しました。
討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第45号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号動産の買入れの契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第46号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

議案第47号 三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第46号及び議案第47号三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第46号及び議案第47号の議案2件について、一括して御説明申し上げます。

議案2件は、いずれも三次市公益通報審査会委員の委嘱の同意を求めることについてであります。

三次市公益通報審査会委員は3名で、2名の任期が令和6年4月29日をもって満了することに伴い、同委員を委嘱することについて、三次市における法令遵守の推進等に関する条例第5条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は2年となっております。

最初に、議案第46号について御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の中川筆之氏の任期が満了することに伴い、同氏を引き続き同委員に委嘱しようとするものであります。

最後に、議案第47号について御説明申し上げます。

本案は、三次市公益通報審査会委員の井上澄子氏の任期が満了することに伴い、新たに長崎かおり氏を同委員に委嘱しようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、議案第46号についてお諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は同意することに決しました。

次に、議案第47号についてお諮りいたします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第48号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第48号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第48号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第48号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公平委員会委員の古永雅則氏の任期が令和6年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第49号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第50号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第51号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（山村恵美子君） 日程第8、議案第49号から議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第49号から議案第52号までの議案4件について、一括して御説明申し上げます。

議案4件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

三次市の区域における人権擁護委員は24名で、4名の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、同委員の候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

最初に、議案第49号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の藤越秀明氏の任期が満了することに伴い、新たに岡本一彦氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第50号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の行政豊彦氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第51号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の河野教恩氏の任期が満了することに伴い、新たに長谷川憲章氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

最後に、議案第52号について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の小武正教氏の任期が満了することに伴い、引き続き同氏を同委員の候補者として推薦しようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第49号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第50号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第51号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

次に、議案第52号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

ここで、教育長であります迫田教育長には一旦退席をお願いいたします。

〔教育長 迫田隆範君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第53号 三次市教育長の任命の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第9、議案第53号三次市教育長の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第53号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第53号三次市教育長の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育長の迫田隆範氏の任期が令和6年4月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は3年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本件は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は同意することに決しました。

先ほど教育長の任命を同意しました迫田隆範氏に入場していただきます。

〔教育長 迫田隆範君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第54号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第10、議案第54号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第54号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第54号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員、藤井皇治郎氏の任期が令和6年5月14日をもって満了することに伴い、同氏を引き続き同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運



営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第1号 三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第11、発議第1号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） ただいま御上程されました発議第1号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、保実 治議員、宍戸 稔議員、鈴木深由希議員、横光春市議員、弓掛 元議員、藤岡一弘議員、月橋寿文議員、増田誠宏議員と私、黒木靖治でございます。

本案は、議長からの諮問事項である議会基本条例の条項等の見直し等について、議会運営委員会において議論を行い、条文改正が必要と判断した項目について、関係条例である三次市議会基本条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、多様性の尊重に関する条項の追加及び見直し手続等について条文を追加しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号三次市議会基本条例の一部を改正する条例（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 発議第2号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第12、発議第2号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 黒木議員。

〔15番 黒木靖治君 登壇〕

○15番（黒木靖治君） ただいま御上程となりました発議第2号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、保実 治議員、宍戸 稔議員、鈴木深由希議員、横光春市議員、弓掛 元議員、藤岡一弘議員、月橋寿文議員、増田誠宏議員と私、黒木靖治でございます。

本案は、12月定例会で可決した三次市行政組織条例等の一部を改正する条例によって、地域振興部が地域共創部に変更となることに伴い、三次市議会委員会条例における総務常任委員会の所管について、その一部を改正しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第3号 水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第13、発議第3号水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 重信好範君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 重信議員。

[8番 重信好範君 登壇]

○8番(重信好範君) ただいま御上程になりました発議第3号につきまして、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、新家良和議員、鈴木深由希議員、伊藤芳則議員、弓掛 元議員、新田真一議員、増田誠宏議員と私、重信好範でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第3号

水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める
意見書(案)

我が国では、主食用米の価格安定のため、生産量を抑制する減反・転作政策を1971年(昭和46年)から本格的に進めてきたが、2018年(平成30年)をもって制度は廃止された。

減反政策終了後も水田機能を有する農地における主食用米から、そば、麦、大豆、飼料作物などへの作付転換を支援する水田活用交付金制度により転作政策は進められているが、この交

付金制度の見直しが行われ、令和４年度から令和８年度までの５年間に一度も水張りを行わない水田は交付金の対象から除外するなどの方針が示された。

本市の農業者は長年にわたり主食用米の生産調整に協力し、転作作物への転換に取り組んできたが、今回の見直しにより、特に、狭小、水利に恵まれない等条件不利な農地にあっては作物の再生産が困難になり、そば、麦、大豆、飼料作物等の生産面積の激減、離農者や遊休荒地の増加、そして集落営農法人等集落営農組織の崩壊といった連鎖的な地域農業の衰退が大変懸念される。

日本より経営規模が大きく、気象条件が畑作に適した海外の輸入作物が低価格で流通するなかで、これらの作物を生産拡大するためには、日本においても生産コストに見合う公的補助金が現時点では、どうしても必要である。

農村が将来にわたり農地を保全し、農業者が安定的な農業を営むことができるよう、下記事項の実現について強く要望する。

記

- １ 将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直しの制度適用を行わないこと。
- ２ そば、麦、大豆、飼料作物等国内で需要のある農産物に対する積極的な支援を目的として、再生産可能な収入を考慮した新たな公的助成を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和６年（2024年）３月15日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１４ 発議第４号 政治資金規正法に係る疑惑の徹底説明と再発防止を求める意見書

(案)

○議長（山村恵美子君） 日程第14、発議第4号政治資金規正法に係る疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田議員。

〔11番 新田真一君 登壇〕

○11番（新田真一君） ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、藤岡一弘議員、掛田勝彦議員と私、新田真一でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第4号

政治資金規正法に係る疑惑の徹底解明と再発防止を求める意見書（案）

この度の自由民主党の一部派閥の政治資金パーティーをめぐる問題では、政治資金規正法に違反する可能性が強く指摘されています。

政治資金収支報告書への不記載は、多数かつ多額になるとみられ、政治と金の構造的問題として、国民の政治不信は高まっており、徹底解明を求める声が大きくなっています。

裏金を還流させる仕組みができたのはなぜか、中心になっていたのは誰か、裏金の使途はどうなっているのかなど、まだ明らかになっていない疑問が山積しており、国民の政治への信頼を取り戻すため、国会においても徹底的に事件に対する全容解明を行い、責任を明確にしなければなりません。

よって、三次市議会は、国会及び政府に対し、この度の政治資金規正法に関わる疑惑について、政治への信頼を取り戻すため、以下の事項を求めます。

- 1 この度の政治資金規正法に関わる疑惑に対し、全容の徹底解明と原因究明。
- 2 法改正を含めた実効性のある再発防止策の実施。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月15日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 三次市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（山村恵美子君） 日程第15、三次市選挙管理委員会委員及び補充員各4人の選挙を行います。

まず、選挙管理委員会委員について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

三次市選挙管理委員会委員に三和町上板木、片岡法生氏、君田町東入君、日野真理氏、三次市十日市南、井野明美氏、三次市石原町、大鎗克文氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました以上の4人を三次市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました片岡法生氏、日野真理氏、井野明美氏、大鎗克文氏が三次市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、三次市選挙管理委員会委員の補充員について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

三次市選挙管理委員会委員の補充員に、順位1位、吉舎町辻、奥村精吾氏、順位2位、三次市高杉町、久保義和氏、順位3位、君田町西入君、中村美穂子氏、順位4位、甲奴町福田、川上昌身氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました以上の4人を三次市選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました順位1位、奥村精吾氏、順位2位、久保義和氏、順位3位、中村美穂子氏、順位4位、川上昌身氏が三次市選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

○議長（山村恵美子君） ここで、迫田教育長より挨拶したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（教育長 迫田隆範君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 迫田教育長。

○教育長（迫田隆範君） 議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

先ほどは教育長の任命について御同意を頂き、誠にありがとうございました。現在、社会状況は急激に変化を続けており、先行き不透明な時代となってきました。持続可能なまち三次を実現するためには、その基盤となる人づくりが何よりも重要であり、その重要性はますます増している状況だというふうに認識をいたしております。第3次三次市総合計画、また、（仮称）三次市教育大綱・教育振興基本計画の策定を進めておりますけれども、このそれぞれの計画にのっとり、しっかりと「みよし結芽人」を育成する。さらには、それぞれの市民のお立場、一人一人のお立場でそれに関わっていただきながら、社会、市民総ぐるみでの人づくりをさらに強力に進めていくために微力を尽くしてまいります。

議員の皆様方におきましては、これまで同様に、あるいはこれまで以上に、また引き続いて

の御指導、御支援を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、福岡市長から御挨拶がございます。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

○市長(福岡誠志君) 3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

2月22日に開会いたしました今回の定例会でありますけれども、一般会計など8会計、令和6年度予算(案)などを始めとする、本日追加提案をさせていただきました人事案件を含め、54議案につきまして慎重審議を頂きまして、ありがとうございます。本会議あるいは委員会、分科会などで、いろいろと御意見を頂きましたけれども、今後の市政運営の参考にさせていただきたいと思います。

今回、議員各位におかれましては、いよいよ任期満了が近づいてまいりました。今任期中というのは、新型コロナウイルス感染症に始まり、様々な制約がある中での政治活動あるいは議会活動ではなかったかというふうに感じています。しかしながら、その中でも様々な工夫を重ね、活動されてこられたことに対しまして、心から敬意を表する次第であります。人口減少、少子高齢化という大きな課題に直面しておりますけれども、地域の皆様の声などに基づき、引き続き多くの提言を頂きますようお願いいたします。

このたびの議案でも御可決を頂きましたけれども、第3次三次市総合計画におきましては、多様なつながりによる“ツナガリ人口”の拡大に取り組み、三次の活力と賑わい創出、これらを図っていきながら、持続可能なまちづくりに努めていきたいというふうに決意を新たにしております。今後は、めざすまちの姿である「人と想いがつながり、未来につなぐまち」の実現に向けて、総合計画でお示しさせていただいている6つの柱を中心に、各施策を横断的、総合的に推進しながら、全力で取り組んでまいりたいというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、このたびを機に勇退をされるというふうにお聞きしております竹原議員、大森議員、新家議員、杉原議員、齊木議員、黒木議員におかれましては、長年にわたり市政の発展のために様々な立場で御意見や御助言、御議論いただきまして、この場をお借りして敬意と感謝を申し上げる次第であります。私もかつてこの議場で本市のまちづくりについて様々な提言を行いながら、時には熱い議論を交わし、この場でいろいろとさせていただきましたけれども、時を同じくしてこういった機会を頂きましたこと、本当にありがたく、感謝の念でいっぱいでございます。今後とも、それぞれのお立場で御指導、御鞭撻を頂きますようお願いを申し上げます。

議員の皆様には引き続き健康に御留意を頂きながら、地域の発展、そして三次市のさらなる発展のために御尽力いただきますことを心から御祈念申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） ありがとうございます。

それでは、令和6年3月三次市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今期定例会において、令和6年度予算を始め、多くの重要な案件があり、終始熱心に御審議を頂き、本日滞りなく議事を終了いたしましたことに、議長といたしまして深くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、今期定例会で成立しました各議案につきまして、今後、適切な執行を進められ、市政の発展に引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

最後に、今年度をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長きにわたり市政の発展に御尽力をくださり、心より感謝申し上げます。今後も健康に御留意されまして、新たなステージでの御活躍を心からお祈り申し上げます。

次に、今期をもって御勇退されます議員各位におかれましては、本定例会が最後の本会議でございました。長きにわたり三次市の発展のため誠心誠意尽くしてこられましたことに心から敬意と感謝を申し上げます。

これにて令和6年3月三次市議会定例会を閉会いたします。

23日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 2時 6分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月15日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 宍 戸 稔

会議録署名議員 横 光 春 市